

# 身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 和告福祉会

虐待防止委員会

## 《身体拘束廃止に関する基本的な考え方》

・身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、入所者の尊厳ある生活を阻むものである。私たち福祉従事者はご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・身体への弊害を理解し、拘束廃止の意識を持ち身体拘束しないケアの実施に努める。

## 《緊急やむを得ない場合の三原則》

・事業者は、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又はその利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (1) 緊急・やむを得ない場合例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、持病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護を提供することが原則であり、以下の要素の全を満たす状態にある場合は、最小限の身体拘束を行うことが出来る。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。  
※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件をすべて満たすことが必要である。

## 《身体拘束等の報告方法のための方策に関する事項》

・ケア提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為は行わない。

### (1) 介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為は、以下の通り。

- ①徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。

- ④点滴・経管栄養チューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴経管栄養チューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやイスからずり落ちたり立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるため向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

## (2) 身体拘束等を行わずにケアするための 3 つの原則

- ①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。
  - ・身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。ご利用者ではなく、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。ご利用者個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する必要がある。
- ②以下の 5 つの基本的なケアを実行し、例えば、不穏になられる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束にならないケアを提供する。
  - (i) 起きる  
人は重力が上からかかることにより覚醒する。目を開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっていることがわかる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。
  - (ii) 食べる  
食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。
  - (iii) 排泄する  
なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は、随時交換が重要である。おむつに排泄物が付いたままになっていれば気持ち悪く、おむついじりなどの行為につながる。
  - (iv) 清潔にする  
きちんと風呂に入ることを基本に、人は皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になる。そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適になり、周囲も世話しやすく、人間関係も良好になる。
  - (v) 活動する（アクティビティ）  
ご利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的に音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビなどが考えられる。

言葉の刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

③身体拘束廃止をきっかけにより良いケアの実現を目指す。

- 身体拘束を実現していく取り組みは、事業所におけるケア全体の質の向上やご利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。身体拘束廃止がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば、言葉による拘束（スピーチロック）などは心理的虐待であり、決して行わない。

### 《身体的拘束発生時対応に関する基本方針》

- やむを得ず身体拘束行う場合、本人又は他のご利用者の生命や身体を保護する措置として、やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は以下の手順をふまなければならない。

#### (1) 委員会やカンファレンスの実施

緊急やむを得ない場合になった場合、委員会を開催し「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件の全てを満たしているかどうかについて、評価・確認する。併せて嘱託医や協力医と連絡を取り身体的拘束の実施以外の手立てがないかを協議することも重要です。

上記三要件を満たし、かつ医療機関や家族との相談により、拘束をしない場合どのようなリスクがあるかを検討し、その上でやむを得ず拘束を行うと判断した場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を行う。

#### (2) 利用者本人や家族などに対する説明

拘束の内容・目的・理由・拘束時間帯又は期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳しく説明し、十分な理解が得られるように努める。また、拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については事前に家族等と相談した内容やご利用者の状態などを改めて確認し、同意を得た上で実施する。

#### (3) 行政への報告・相談

身体拘束を行う場合、高齢者虐待相談窓口等の行政へ報告を行なう。ご利用者のケアの問題を関係する機関と連携しケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得る。

#### (4) 記録

対応及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果につて、処遇職員に周知する。な

お、身体拘束検討、実施等に関わる記録はしっかりと保存しておく。記録はご利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

## (5) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなかった場合は、直ちに身体拘束を解除し、ご利用者、家族等に報告する。

### 《入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針》

・当該指針は、事業所内に掲示するとともに、事業所のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

### 《その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針》

・身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの役割の責任を持つことが大切です。

「認知症高齢者」であるということや、「高齢者は転倒しやすい」という先入観で安易に身体拘束を実施していないか、また、サービス提供の中で、本当にやむを得ないのか、別の対策や手段はないのか等、十分な議論を行うことで身体拘束防止に繋がる可能性があります。

・身体拘束防止に関し周知すること。

- ① 身体拘束は廃止すべきである。
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- ③ マンパワーが足りないことを理由に、安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、身体拘束を許容する考え方はしない。
- ⑤ 全体の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- ⑥ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ⑦ ご利用者の人権を最優先する。
- ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- ⑨ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- ⑩ やむを得ない場合、ご利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う。
- ⑪ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

### 《身体拘束適正化のための虐待委員会その他施設の組織に関する事項》

- 虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会の設置。
- 法人委員会と同様に各事業所にも虐待防止委員会を設置する。
- 本委員会は、利用者及び家族、従業員に対し、委員会の目的・活動内容について知らせます。
- 相談を受けた場合は、本指針に則し、支援を行い、早期に対応します。
- 家族との連携を充分に行います。
- その他の必要な教育と・研修の実施。

### 《身体拘束適正化のための虐待防止委員会》

(1) 虐待防止及び身体拘束適正化等を目的とした委員会は、3月に1回以上、定期的を開催し、次にことを検討、協議する。

- ① 虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止委員会既定の虐待に関する規定、身体拘束等排除マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ② 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が身体拘束排除マニュアルに知って適切な手続き、方法で行われているかを確認する。
- ③ 事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。

(2) 身体拘束適正化のための虐待防止委員会は、3月に1回以上、定期的を開催し、次のことを検討、協議し、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

- ① 事業者の年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育の実施。
- ② 日常ケアをモニタリングし、ご利用者の人権を尊重した適切なケアが行われているか確認する。
- ③ 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④ 虐待が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を検討して実施する。
- ⑤ 身体拘束が発生した場合、身体拘束等の排除マニュアルに沿った適切な手続き、方法で行われているか確認する。

### 《委員会構成員》

- 委員会は施設長・副施設長・管理者・生活相談員・看護職員・介護職員等で構成する。なお必要に応じて協力医療機関の医師・精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。
  - 委員会構成員の責務及び役割分担
- (1) 委員長（施設長・副施設長・管理者）

- ・身体拘束廃止委員会の総括管理。
  - ・ケア現場における諸課題の総括責任。
- (2) 副委員長（副施設長・管理者・主任生活相談員）
- ・身体拘束廃止対応策の担当。
  - ・身体拘束実施時のケアプランの見直し。
  - ・ご利用者や家族等に対する説明。
- (3) 委員（看護師・主任生活相談員・主任介護員・主任支援員）
- ・身体拘束廃止に向けた職員研修・教育。
  - ・医療的ケアに関する検討助言。（協力医との連携）
  - ・医療行為の範囲の整備。
  - ・施設における利用者の状況観察。（心身の状況の観察）
  - ・ご利用者の疾病、障害等による行動特性の理解。
  - ・家族の意向に沿ったケアの確立。
  - ・チームケアの確立・記録の整備。

#### 《身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針》

- ・事業者は、年間研修計画に沿って、コンプライアンス研修、人権及び虐待・身体拘束防止研修等の研修を実施する。
- ①現任者には、年間研修計画に沿って、コンプライアンス研修を年1回、人権及び虐待・身体拘束防止研修を年2回実施する。
- ②新規採用者には、入社時研修において、コンプライアンス研修、人権及び虐待・身体拘束防止研修を実施する。
- ③管理者が、コンプライアンス研修、人権及び虐待・身体拘束防止研修等が必要と認めた場合は、随時実施する。

#### 《附則》

- ・令和4年 3月24日から施行
- ・令和6年 3月26日から施行